

## 「食の都庄内」協力店募集・登録要領

(趣旨)

第1条 庄内地域の多彩な食材と豊かな食文化を活かした商品やサービスを提供し、積極的に庄内の食の魅力のPRを行う事業者を「食の都庄内」協力店(以下「協力店」という。)として募集し、登録する。

(協力店の定義)

第2条 協力店は、前条の趣旨に賛同し、主体的に取り組むを行うものとして申請のあった飲食店、ホテル・旅館、小売店、加工・製造業者など食に携わる事業者を対象とする。

(協力店の役割)

第3条 協力店は、地産地消を推進するとともに、庄内産食材等の積極的な宣伝活動を展開する。

2 協力店は、庄内産食材や郷土料理の提供及び食文化の継承・振興に寄与するなど、積極的に「食の都庄内」づくりを推進するとともに、次の取組みのいずれか一つ以上を実践するものとする。

- ①店頭における「食の都庄内」ののぼり旗の掲出
- ②店舗入口における「食の都庄内」ステッカーの掲示
- ③商品パッケージなどへの「食の都庄内」ロゴマークの表示

(協力店への支援等)

第4条 「食の都庄内」ブランド戦略会議(以下「戦略会議」という。)における情報発信について、協力店に対して次の支援を行う。

- (1)「食の都庄内」ホームページをはじめ各種媒体を活用し、協力店(店舗情報、活動情報等)について積極的に情報発信
- (2)「食」に関する情報の提供
  - ①当会議が主催する「食の都庄内」交流会や食材産地見学会等
  - ②各種商談会や販売イベント
  - ③各種補助事業や公募事業など
  - ④その他食に関する情報
- (3)「食の都庄内」ロゴマークの自由使用
- (4)店舗等に掲出するPR資材(のぼり、ステッカー等)の無償提供
- (5)その他第1条に掲げる趣旨に添った協力店の活動に資すること

(協力店の登録)

第5条 協力店として登録を希望する事業者は、別紙登録申込書(様式1)をメール、郵送、FAX等により「食の都庄内」ブランド戦略会議事務局(庄内総合支庁産業経済企画課)へ申し込むものとする。

2 「食の都庄内」ブランド戦略会議会長(以下「会長」という。)は、提出のあった登録申込書に記載された内容が第1条及び第3条の規定に合致すると認められた場合は、協力店として登録を行う。

(登録期間)

第6条 登録する年度を含む、原則3年間を期限とする。

2 協力店から特段の申出が無い限り、登録は自動的に更新するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容に変更が生じた場合は、協力店は速やかに連絡するとともに、別紙登録変更届出書(様式2)を事務局に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 登録の取り消しを希望する協力店は、速やかに連絡するとともに、別紙登録取消届出書(様式3)を事務局に提出するものとする。

2 戦略会議は、次のいずれかに該当する協力店と判断した場合は登録を取消することができる。

- (1) 廃業や移転により連絡不能となった場合
- (2) 協力店の事業内容が、「食の都庄内」の趣旨に反することが明らかになった場合
- (3) その他、戦略会議が協力店として不適切と判断した場合

(その他)

第9条 その他この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。